

## 契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、国費契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとなりましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 押印を省略できる書類

- (1) 請書
- (2) 見積書
- (3) 請求書
- (4) 納品又は役務の完了を確認する書類（納品書、完了報告書など）

※ 押印を省略することができる書類は、国費（宛名が支出負担行為担当官、官署支出官）の調達案件のみとなります。県費（宛名が群馬県警察本部長又は警察署長）の調達案件については対象外となり、今までどおりの押印等が必要となります。

#### 2 押印を省略できる書類の記載事項

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 記載された連絡先には、必要に応じて連絡させていただく場合がございます。

#### 3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和2年9月1日以降の調達案件について運用開始とします。  
その他ご不明な点等は、下記連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先

群馬県警察本部 会計課 調度・契約係

電話：027-243-0110 内線2243